

幸手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 幸手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、別表第1の給料月額に地域手当を加えた額が最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する地域別最低賃金に162.75を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）（以下この条において「算定月額」という。）を下回る場合は、当該算定月額を100分の106で除して得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）を給料月額とみなす。

第7条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、給与条例第17条の4第2項中「100分の112.5」とあるのは、「100分の127.5」と読み替えるものとする。

第16条第1項中「第17条の4第4項」を「第17条の4第2項中「100分の112.5」とあるのは「100分の127.5」と、同条第4項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改める。

第2条 幸手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項後段を削る。

第16条第1項中「第17条の4第2項中「100分の112.5」とあるのは「100分の127.5」と、同条第4項」を「第17条の4第4項」に、「合計額」とあるのは」を「合計額」とあるのは、」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の幸手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関

する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条の規定は、令和3年10月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の幸手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

令和3年11月30日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

会計年度任用職員の給料及び地域手当の合計額が埼玉県 lowest賃金額の水準を下回る場合の規定の整備並びに期末手当の令和3年度支給割合の据置き及び人事院勧告を踏まえた令和4年度以降の支給割合の改定をしたいので、この案を提出するものである。